

教育・家庭・福祉の連携についての取り組み

近年、障がいのある児童生徒の放課後等デイサービスの利用が増加する中、子どもと関わる大人が特性に応じて一貫した支援を行うことは、障がいのある子どもの持つ力を高めることにつながるため、教育・家庭・福祉が連携し、障がいのある子どもの特性を共有して育てていくことが求められている。

一方で、就学後の児童通所事業である放課後等デイサービスについて、学校教職員の理解が深まっておらず、福祉事業所が学校から子どもの状態などの情報提供が得られにくいことがある。また、学校の制度や校内体制等について、福祉事業所の理解が進んでいないため、連携や協力に関する説明が十分になされず、学校は何を協力すればよいのか分からないという声もあり、具体的な連携方針が整理されてこなかった。

こうした状況から、兵庫県教育委員会は令和3年3月に「教育・家庭・福祉の連携マニュアル」を策定し、兵庫県下の各学校に趣旨を踏まえた上で実情に応じた連携に取り組むよう推進しているところである。

このマニュアルの策定を受け、本市でも教育・家庭・福祉のより一層の連携を推進したいと考え、赤穂市教育委員会と連携を図ることとした。

令和4年4月より、兵庫県のマニュアル策定の基本的な考え方である、児童生徒の安心・安全と一貫した支援のための「安心・安全性」「一貫性」「合理性」を柱として、まずは学校・保護者・福祉事業所が情報共有するところから始めることとした。

(マニュアルの策定概要については別紙参照)

○教育・家庭・福祉の連携についての取り組みの経緯

日程	会議等	内容
R3. 6. 10	第1回放デイ連絡会	放デイ事業所における、教育関係機関との現状と連携のための要望について
R3. 7～R3. 8	(事業所への調査)	市立小中学校ごとの放デイ利用者数調査
R3. 11. 8	市立学校校長研修会 (教育委員会主催)	特別支援教育に係る教育・福祉の連携の在り方について(赤穂市での放課後等デイサービス事業の現状について)
R3. 12. 17	第2回放デイ連絡会	校長研修会での報告・連携に向けての具体的な方法の検討
R4. 1. 31	第3回放デイ連絡会	様式の確認・学校への提出の流れ、情報連携への要望について
R4. 3. 9	市立学校校長会 (教育委員会主催)	教育・家庭・福祉の連携の実施について (放デイ連絡会の意見を校長会で協議)
R4. 3. 14 (予定)	第4回放デイ連絡会	教育・家庭・福祉の連携の実施について

※兵庫県教育委員会策定の「教育・家庭・福祉の連携マニュアル」は、兵庫県教育委員会のホームページをご参照ください。

赤穂市障害者自立支援協議会 令和3年度 第1回こども部会（放デイ連絡会）概要

日 時：令和3年6月10日（木）10:00～11:30

場 所：赤穂市役所 204 会議室

内 容

1. 教育・家庭・福祉の連携マニュアルをもとに意見交換

現 状

年々地域の学校の生徒が放デイ利用することが増えてきている。中には事業所を複数利用している生徒もあり、地域の学校との連携がより重要になってくる。

- ・福祉サービス（放デイや相談支援事業所）について、先生になかなか知ってもらえていない。
- ・サービスを利用している生徒については、学校にも把握をしてもらい必要な情報のやり取りや共有を行いたいが、学校も正確には把握できていない。
- ・送迎時の対応や連絡窓口等、学校によって対応が異なるので、各学校と事業所とで調整している。

➡連携のための具体的なアイデアや要望

- ・市内の小学校の対応を統一してもらいたい。
- ・サービス利用開始時、年度始めに保護者に書類（P24）を提出してもらい、学校にも把握してもらい、必要な情報のやり取りを行う。様式はHPでダウンロードできるようになれば良い。
- ・先生に事業所を見学、訪問してもらってもいいのではないかと。また、事業所からも学校訪問の機会が取れたら良い。
- ・保護者用のメーリングリストに登録させてもらいたい。
災害等の緊急時、コロナ対応等の情報共有できれば助かる。行事等学校の大まかな流れも把握することもできる。
- ・サービス担当者会議に、先生にも入ってもらいたい。学校や親と話をする機会を増やして、風通しの良い関係になれるといい。
- ・連絡窓口については、各学校に配置されているコーディネーターの先生に協力してもらえないか。
- ・学校内の先生同士の連携もお願いしたい。
- ・組織同士で連携する仕組みも必要ではないか。顔合わせ会を年1回程度でも実施したい。
<参加者案>各学校コーディネーター、代表校長（特別支援）、放課後デイサービス事業所、相談支援事業所、子育て支援課、障がい福祉係、教育委員会、保健センター一堂に集まって、顔の見える関係づくりをおこなっていく。
- ・送迎時に安全な場所で送迎車を停めたい（送迎場所の確保）。
- ・児童の引き渡しを先生と行いたい。その際に児童の健康状態や様子などを共有できると良い。簡単なチェックシートを作成し情報共有できないか。

*圏域C○より、太子町でのトライアングル会議の紹介

- ・学校・サービス事業所・相談支援事業所で会議を行っている。
- ・保護者は参加する場合も不参加の場合もある。
- ・一児童30分ずつ。学校主導で開催。情報共有の機会となっている。

2. その他

○放デイ連絡会の開催について

今後、年に1～2回の頻度で放デイ連絡会を開催していきたい。

～face to face～

赤穂市障害者自立支援協議会 令和3年度 第2回こども部会（放デイ連絡会）概要

日 時：令和3年12月17日（金）10:00～11:45

場 所：赤穂市役所 204 会議室

内 容

1. 11/8 校長研修会出席報告（松田係長）

○教育と福祉の連携について

就学後に受けられる福祉サービスと赤穂市の放課後等デイサービス利用の実態

6月に実施した放デイ連絡会であがった意見の報告

➡学校側も福祉との連携は重要であると感じている。

実際、連携がうまく行っているケースもある。

○今後「教育と福祉の連携」をどう進めていくのか

現場の先生の負担を考えると、まずは情報連携から進めていければ。

保護者の希望を優先し、連携をとっていく。

必要な情報は個々で違ってくるので、詳細は各学校と相談させてもらう。

2. 情報連携に向けて、具体的な方法を検討する

○まずは「誰がどの事業所を利用しているのかを学校に把握してもらう」

「学校と事業所が連携することを保護者に了承してもらう」

保護者が学校へ書類を提出する

様式・配布方法については、教育委員会が主で考えてもらう。

（こちら側からの希望～マニュアルP24を参考に～）

- ・複数事業所を利用しているお子さんもいるので、事業所欄は3ヶ所作ってほしい。
- ・相談支援事業所も入れてほしい。
- ・「2の情報共有について」は入れなくて良い。

○その他

- ・メーリングリストへの登録をお願いしたい。
- ・送迎について、同じ学校でも事業所によって送迎場所が異なるので、場所の確保をお願いしたい。
事業所側も名札を着用するようにする。
- ・事業所とコーディネーターの先生が情報共有等する機会を設けてほしい。

3. 今後の進め方について

今日話し合った内容を障がい福祉係から学校教育課へ伝え、検討してもらう。

ある程度様式等が決まったら、放デイ連絡会を開催し協議する。

赤穂市障害者自立支援協議会 令和3年度第3回こども部会（放デイ連絡会）概要

日 時：令和4年1月31日（月）10:00～11:40

場 所：赤穂市役所 205 会議室

内 容

I. 教育・家庭・福祉の連携について

①様式の確認 別紙「放課後等デイサービス事業の利用開始について」

（内容）・「放課後等デイサービスの利用について」に変更

- ・相談支援事業所の電話番号を書く欄を作る
- ・利用日の変更等の場合に使用する様式を作る
- ・様式がHPからダウンロードできるようにしてもらいたい（見つけやすい所に）
- ・保護者に渡す際の表書きがあれば →大谷係長に依頼

（流れ）・1年に1回、年度始まりに保護者から学校へ提出してもらう

- ・様式は事業所が保護者へ渡す
- ・複数事業所を利用している場合は、上限管理をしている事業所。自己負担金0円の子どもについては、市で確認し各事業所に振り分ける
- ・市外の事業所を利用している子どももいるので、市外の事業所への説明は障がいが行う
- ・実施は来年度4月～
2/9の定例校長会で話をしてもらい、3月に再度連絡会を開催する予定（各事業所への周知）

②メーリングリストへの登録について

事業所側が必要とする情報だけを送信してもらうのは学校側の負担も増えるので、事業所側が必要とする情報を取捨選択する。教育課程の変更や緊急時の連絡だけでなく、行事等学校の様子を知れるのはありがたい。

→大谷係長から各学校に事業所のメーリングリストへの登録について可否を確認してもらう

③子供の安全な引き渡しについて

- ・安全な送迎場所の確保してもらえれば（今はそれぞれの事業所、学校で異なる）
- ・子どもだけが送迎場所に来るのではなく、できる限り学校の職員が連れてきてもらいたい
子どもの様子等何か変わった事があった時に情報を共有できる
基本は人から人へ
- ・事業所側も日によって送迎する職員が変わることもあるので、みんなが分かる名札を付けても良いかもしれない（名札の作成については、今後の連絡会で検討）
→各学校で対応は異なるかもしれないが、大谷係長から各学校へ伝えてもらう

④顔の見える関係づくり

- ・年度始めに学校のコーディネーターの先生の一覧をいただけたら、連絡が取りやすい
- ・年に1～2回、直接話ができる機会が設けられると、連携も深まる（顔の見える関係）

教育・家庭・福祉の連携「放課後等デイサービス事業の利用について」

① 年度初めに放デイ事業所から保護者へ利用届を配布する

- ・基本は利用している放課後等デイサービス事業所が保護者に渡す



② 保護者は書類を記入し、学校へ提出する（任意）

- ・学校ごとでまとめて管理 =それぞれの事業所を利用している子どもを学校も把握
担当者会議への出席や個別のケースの相談等が行いやすくなる！



③ 利用状況等が変わったときは、変更届を提出

- ・変更のあった事業所が保護者に用紙を渡す(変更届については、市外事業所にも送信)

★年度途中で利用開始となった子どもについては、相談支援事業所から保護者へ利用届を渡す

【学校と事業所の連携】

- ・各学校のメーリングリストへ登録（事業所：学校行事の確認や急な休校等への対応）
- ・コーディネーターの先生との顔合わせ、一覧配布（顔の見える関係づくり）
- ・事業所送迎車への児童の引き渡し時における情報共有



まずは、できることから始めよう！

【別紙】

_____市立_____学校長 様 (※担任に提出してください。)

放課後等デイサービス事業の利用について

下記のとおり、放課後等デイサービス事業を利用しています。
 ついては、事業所と連携した支援にご配慮願います。

記

1 児童生徒名

学年・組・番号	年 組 番
児童生徒名	

2 利用事業所（複数の利用がある場合はそれぞれ記入してください）

事業所名①			
電話番号			
窓口担当者			
利用開始日	令和	年	月 日から
利用する曜日（○で囲む）	日	月	火 水 木 金 土
学校から事業所までの移動 （あてはまるものに○）	<input type="checkbox"/>	事業所による送迎	<input type="checkbox"/>
			保護者による送迎

事業所名②			
電話番号			
窓口担当者			
利用開始日	令和	年	月 日から
利用する曜日（○で囲む）	日	月	火 水 木 金 土
学校から事業所までの移動 （あてはまるものに○）	<input type="checkbox"/>	事業所による送迎	<input type="checkbox"/>
			保護者による送迎

事業所名③			
電話番号			
窓口担当者			
利用開始日	令和	年	月 日から
利用する曜日（○で囲む）	日	月	火 水 木 金 土
学校から事業所までの移動 （あてはまるものに○）	<input type="checkbox"/>	事業所による送迎	<input type="checkbox"/>
			保護者による送迎

相談支援事業所		電話番号	
---------	--	------	--

記入日：令和 _____年 _____月 _____日

保護者名： _____

記者発表（資料配付）				
月／日（曜）	担当課（室） 班名	TEL	発表者名 （担当班長名）	その他の配布先
3／18日 （木）	特別支援教育課 教育推進班	078-362-3774 （内5726）	小俵 千智 （田中 裕一）	なし

教育・家庭・福祉の連携マニュアルについて

1 策定の趣旨

近年、全国的に障害のある児童生徒の放課後等デイサービスの利用が増加しているが、放課後等デイサービスについて、教職員の理解が深まっていないために、放課後等デイサービス事業所（以下、福祉事業所という）は学校の協力を得られにくいことがあるという声がある。また、学校の制度や校内体制等について、福祉事業所の理解が進んでいないために、学校は何を協力すればよいか分からないという声もある。

そこで、学校と福祉事業所が連携した支援体制を構築するため、すべての学校で活用できる「教育・家庭・福祉の連携マニュアル」を策定する。

2 策定に至る背景

(1) 文部科学省「教育と福祉の一層の連携等の推進について（通知）」（H30.5）

家庭と教育と福祉のより一層の連携を推進するために、教育と福祉との連携を推進するための方策と、保護者支援を推進するための策が示された。

(2) 県教育委員会「兵庫県特別支援教育第三次推進計画」（H31.3）

共生社会の実現に向けたインクルーシブ教育システム構築のための特別支援教育のさらなる充実を図るために、連携による切れ目ない一貫した相談・支援体制の充実（横の連携）において、福祉機関等との連携による支援の充実の方策を示した。

3 教育・家庭・福祉の連携マニュアルの策定

(1) 基本的な考え方

<児童生徒の安心・安全と一貫した支援のためのトライアングル>

安心・安全性

- ・児童生徒の引き渡しや訪問のルール等を決める。
- ・緊急時の対応等も含めた必要な情報を共有する。

一貫性

- ・学校でも事業所でも家庭でも一貫した指導・支援を行えるよう情報を共有する。

合理性

- ・どの学校でもどの事業所でも、同様の理解にもとづく連絡・連携体制等を整備する。

(2) 主な内容

- ・学校と福祉の連携の必要性
- ・障害のある子どもと保護者のための福祉サービス
- ・福祉との連携にかかる市町教育委員会の役割
- ・福祉との連携に向けた学校の準備
- ・学校における児童生徒が放課後等デイサービスを利用する時の手続例
- ・学校と事業所が効果的に連携を図るための取組例

4 今後の予定

- ・県立特別支援学校や市町組合教育委員会に周知
（4月26日（月）市町教育相談等連絡協議会において小野市実践発表 等）
- ・県教育委員会特別支援教育課 HP で教員向け理解啓発研修動画を配信

